公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算の配当がな されることを条件とするものです。

令和6年2月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「せたがや子ども Fun! Fan!ファンディング事業」運営業務委託

(2)目的

世田谷区では、世田谷区子ども条例を制定し、子ども計画のもと、「子どもがいきいき わくわく育つまち」の実現を目指し、子どもが意見を表明する機会の充実と環境づくり に努め、子ども自身の主体的な参加と参画のもと、様々な施策において子どもの声を尊 重し、反映していく仕組みづくりに取り組んできた。

令和6年度から、子どもの参加・参画、意見表明の機会の更なる充実を目指し、世田谷区子ども基金を活用した「せたがや子ども Fun! Fan! ファンディング事業」を新たに設け、モデル実施する。子どもたちが、地域の中で「したい、やってみたい」という企画を提案し、その実現の過程の中で、さまざまな人たちと出会い、試行錯誤する経験を通じて、自身の声により、地域や社会に何らかの影響を与えたり、変化をもたらすことができるといった自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を育む。また、地域の中で企画を実現する過程において、子どもたちが、保護者や学校の先生以外の信頼できる地域の大人と出会う機会を創出することを目的とする。加えて、本事業を通じて、子どもの保護者や地域の大人にも、地域の見守りや世代を超えた関わりを体験してもらうことにより、子どもを「いまを生きる市民(主体者)」として捉え、その意見を聴きながら地域や社会をともに創るパートナーであるという意識の共有を図り、その過程を広く発信し、子どもの権利を主体とした地域づくりに取り組む。

(3) せたがや子ども Fun! Fan! ファンディング事業内容(予定)

【対象団体】世田谷区に在住、または在学・在勤している小学校1年生以上 18 歳以下の子どもが5人以上(複数世帯で構成されていること)で、かつ子どもをサポートする18歳以上(高校生は不可)の大人が2人以上参加している団体。

【対象事業】子どものアイデアから生まれ、子どもが主体となって「したい、やってみたい」活動で、かつ地域(区内)の中で活動する事業

【対象団体数】6団体

※令和6年度はモデル実施とし、令和7年度以降は、拡充予定。

【伴走支援の実施】子どもの権利の視点をもって伴走するサポーター及び地域活動等の専門家 (スーパーバイズ) **派遣 1団体あたり3回以上(随時のフォローアップあり) **子どもの権利の視点をもって伴走するサポーター及び地域活動等の専門家 (スーパーバイズ) とは・・・区内に居住または区内で活動している団体で子ども・若者や子育て

家庭を支援したり、地域活動する多様な経験・スキルを持つ人材のこと。

【活動助成】活動に係る経費の一部を補助(上限 20 万円、助成率は 100%)

【募集開始日】令和6年6月14日(金)

(4)業務内容(委託予定業務)

①制度設計及び申請書類策定【5月】

補助内容に係る詳細の制度設計及び団体向けの募集要領、申請様式等、運営に必要な 各種申請書類について、区と協議の上作成すること。

- ②事業者の募集・選定【6月中旬~7月】
- (ア)区内在住・在学・在勤の子ども向けに募集用Webサイトの構築、募集用チラシ等を作成し、広くPRを実施すること。

【Web サイト】

- ・効果的に団体に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など団体が分かりやすいページ内容・構成とすること。

【チラシ】

- ・効果的に団体に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など団体が分かりやすい内容・構成とすること。

【その他】

- ・必要に応じて、web サイトやチラシ以外に、SNS 等のツールを用いて、効果的な PR を実施すること。
- (イ) 団体からの問い合わせ・連絡対応
 - ・応募団体からの問い合わせに係る対応を行うこと。
- (ウ) 審査書類の受付・審査・選定業務
 - ・応募団体からの申請書類の受付、不備や不足書類の修正対応を実施し、申請書類 について、書類審査(一次審査)に向けた準備をすること。書類審査(一次審査) について、区を支援すること。
 - ・書類審査(一次審査)を通過した団体のプレゼンテーション等による提案について、区とともに審査(最終審査)を実施すること。審査員については、区と協議の上決定し、委員委嘱業務及び審査終了後の報酬の支払いを行うこと。

※審査結果通知については区より発出する。

③区内人材等による子どもの権利の視点をもって伴走するサポーター及び地域活動等の 専門家(スーパーバイズ)のチーム組成【5月~】

伴走するサポーター及び地域活動等の専門家について、世田谷区内に居住または、区内で子どもや若者、子育て支援や地域活動等を行う多様な経験・スキルを持つ人材を活用し体制を構築し、団体を支援すること。

④活動計画の策定及び実施に向けた調整、実行【7月~翌年1月】

決定した団体に対して、サポーターが伴走し、専門家がスーパーバイズを行いながら、 提案の実現に向けた具体的な計画の策定、実施に向けた関係機関との調整を行い、活動 の実施を伴走支援する。

【留意事項】

- ・1-2 時間/回程度の団体とのミーティングを合計2回以上実施すること。
- ・その他、1-2 時間/回程度の資料確認、活動計画の策定支援など、各団体1回以上実施す

ること。

⑤実施後の報告書の作成支援等【7月~翌年1月】 1-2 時間/回程度の報告書の作成支援等、随時、フォローアップを各団体1回以上実施する。

⑥次年度事業の制度設計【2月~3月】

今年度事業の成果の確認、次年度に向けた改善点の抽出、それを受け次年度の事業 の設計を区と協議のうえ実施する。

(5)履行期間 契約の日(令和6年5月上旬)から令和7年3月31日まで(予定) ※令和7年度及び令和8年度についても、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約 する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務 の履行が良好であることを契約の条件とする。

2 参加資格要件

次の(1)から(4)に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2)世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。

なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類 を提出すること。

- ① 履歷事項全部証明書
- ② 税務署が発行する納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)
- ③ 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書 (営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するも のでも可)
- ④ 財務諸表(過去2年間)
- (3)世田谷区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等に滞納がないこと。
- 3 提案書の提出者を選定するための基準 本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- 4 提案書を特定するための評価基準
- (1) 実施体制(配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等)
- (2) 同種・類似業務の実績
 - ・これまでの子ども・若者支援や、まちづくり支援等、地域での活動支援や区内団体等 との連携やネットワークづくりに係る他の実績の有無
- (3) 実施方針
 - ・子どもの権利を主体とした参加・参画の機会の充実に寄与するものになっているか

- ・区内の子どもの権利を主体とした地域づくりに寄与するものになっているか
- (4) 団体の募集・広報、審査会の運営業務
 - ・応募団体者からの問い合わせなどに対応できる体制を構築できているか
 - ・団体向け募集用 web サイト、チラシについて効果的な PR を実施する能力があるか
 - ・審査会について、円滑に運営する能力があるか
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (5)区内人材等による子どもの権利の視点をもって伴走するサポーター及び活動支援(スーパーバイズ)人材の確保
 - ・団体の多様な意見を尊重しながら、実現に向けて伴走できる体制を組織できるか
 - ・区内に居住または区内で活動している団体で子ども・若者や子育て家庭を支援したり、 地域活動する多様な経験・スキルを持つ人材を確保する手法が有効であり、実現性が あるか
 - ・本事業に関わる人材への子どもの権利に関する意識啓発と行動規範等のリスクヘッジ の手法があるか
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (6) 団体への活動支援
 - ・各団体の事業計画や関係機関との調整、実施報告等、支援内容が効率的かつ有効であるか、また、地域の関係機関との調整能力や課題解決能力を有しているか
 - ・定期的な声掛けや関わりによる随時の団体への支援など、対応を実施できる体制となっているか
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (7) 見積金額の妥当性
- (8) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課 計画担当 島川、善方

住所:〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第二庁舎2階21番窓口

電話:03-5432-2528 FAX:03-5432-3016

E-mail: SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間:令和6年2月1日(木)~令和6年2月26日(月)15時場所及び方法:世田谷区ホームページで閲覧のうえ、ダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期 限:令和6年2月26日(月)15時まで(必着)

場 所:上記(1)に同じ

方 法:上記(1)の窓口への持参または郵送(書留郵便に限る)による

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

期 限:令和6年3月21日(木)15時まで(必着)

場 所:上記(1)に同じ

方 法:上記(1)の窓口への持参に限る

6 その他

- (1) 応募にあたっての留意事項
 - ① 応募者は、提案書に関して、本区から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、応募者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。
 - ② 参加表明書及び提案書の作成・提出、プレゼンテーション等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- (2)配布書類等の扱い
 - 応募事業者の募集に関する書類は、本件への応募にかかる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募にあたり、知り得た区の情報については、守秘義務を遵守すること。
- (3) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者として、契約に向けての業務内容、契約条件等の協議を行う。
- (4) 本件は、令和6年度予算の配当を条件として契約する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者) との随意契約により締結する予定の有無 無
- (9) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (10) 本選定過程で提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (12) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及 び契約交渉の対象としない。
- (13) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (14) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案 書の内容に拘束されない。
- (16) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに 提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (17) 本件の成果物の著作権は、区に帰属する。
- (18) 区は、提案書等を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (19) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に、提案書の複製を作成することができる。
- (20) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (21)提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、 当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (22)個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、 障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消 の推進に関する特記事項」を遵守すること。

(23) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。